

4 高齢者のくらしにかかわる支援制度や機関

こんなことに悩んだら…

- 健康づくりのために、体操や趣味等にサークルで活動したい
- 親の足腰が弱ったので、自宅内（廊下やトイレ）に手すりを設置したい。また、リハビリをすることで元気になってほしい
- 認知症のせいか何度もおなじことを言ったり、物を失くすことが多くなったのように対応したらよいか
- 認知症の母（または父）が一人で外出し、道に迷うようになった



など

（１）介護相談・高齢者支援

○地域包括支援センター（総合相談窓口）

地域包括支援センターは、介護・健康・福祉・医療などのさまざまな悩み・相談に対応する総合相談窓口です。市内を中央地区、手鎌地区、吉野地区、三池地区、三川地区、駿馬・勝立地区の公民館ごとに６つに分けて設置しています。

名称（場所）	担当校区	電話番号
中央地区地域包括支援センター （笹林公園内）	大牟田中央、大正、 中友、白川、平原	41-2676
手鎌地区地域包括支援センター （手鎌地区公民館内）	明治、手鎌	59-6020
吉野地区地域包括支援センター （吉野地区公民館内）	上内、吉野、倉永	41-6025
三池地区地域包括支援センター （三池地区公民館内）	高取、三池、 羽山台、銀水	41-5506
三川地区地域包括支援センター （三川地区公民館内）	みなと、天領	41-5298
駿馬・勝立地区地域包括支援センター （駿馬地区公民館内）	駿馬、天の原、玉川	41-2020

○介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者の皆さんが、その人の状態にあった支援を受けられる事業です。

◆介護予防・生活支援サービス事業

要支援１、２の認定を受けた人や、地域包括支援センターが実施する基本チェックリストの判定により支援が必要と判断された人を対象とする事業です。

事業名	担当名	連絡先
訪問型サービス	福祉課	41-2683
通所型サービス	介護サービス育成担当	

◆一般介護予防事業

６５歳以上の全ての高齢者を対象とした事業です。

事業名	担当名	連絡先
排尿・排便トラブル予防教室	福祉課 総合相談担当	41-2672
よかば〜い体操普及事業	健康づくり課	41-2668
転倒予防教室		
歯にかみ教室		
脳の健康チェック・もの忘れ相談会	福祉課 地域支援担当	85-0470

◆高齢者福祉事業

事業名	担当名	連絡先
排せつケア在宅訪問事業 (紙おむつ給付事業)	福祉課 総合相談担当	41-2672
緊急通報システム事業	福祉課 総務企画担当	85-0470

○地域交流施設 問合せ先：福祉課(地域支援担当 ☎85-0470)

地域交流施設とは、地域の高齢者をはじめ、誰でも利用できる地域の「集まり場・茶飲み場」です。施設で取り組まれている活動や交流・会話や食事を楽しみながら、地域住民の交流を深めていくことを目的としています。市内に 47 箇所あり、利用料は無料です。

(2) 介護保険のしくみ

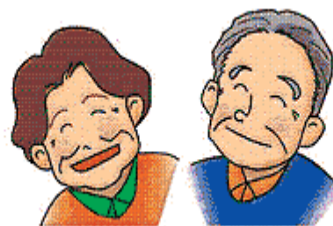
○介護保険料の決まり方と納め方

◆65 歳以上の人の保険料 2024(R6)～2026(R8)年度

所得段階を 13 段階に分けて、年額 20,520～151,200 円

◆40 歳～64 歳の人の保険料

加入している医療保険の算定方法により決定されます。



○要介護等認定の流れ (介護サービスを利用する手続きは?)

① 市役所福祉課に申請するところから始まります。

必要なもの：介護保険被保険者証(黄色)、主治医の氏名、医療保険の被保険者証、窓口で手続きする人の本人確認書類、本人の個人番号を確認するための書類

② 市役所から調査員が自宅(もしくは病院、施設など)を訪問し、本人の心身の状態を確認します。

③ 1ヶ月程度で要介護等認定(自立～要介護5)が決まります。

○介護サービスの利用方法

要介護状態区分に基づいてケアプランを作成し、サービスを利用します。

担当のケアマネジャーを決めて、困っていることを相談して必要な支援を考えます。

○介護サービスの利用料

要介護等認定を受けた人全員に、自己負担の割合(1割から3割)が記載された介護保険負担割合証(うす紫色)が発行され、それに基づいて利用料を支払います。

(3) 介護サービスの種類・費用（利用者はサービス費用の1割から3割を負担）

○在宅での生活を支援するサービス

ヘルパー訪問による身体介護や生活援助、施設に通所しての介護、機能訓練、訪問看護など。施設等に短期間入所しての日常生活上の支援や機能訓練。また、手すりや段差解消などの住宅改修、福祉用具の購入やレンタルなど。

○施設サービス

在宅での生活が困難な方が施設等に長期間入所し、日常生活上の支援や機能訓練。

(4) その他の支援や予防のための支援制度

○成年後見制度

高齢者や障害のある人が、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分になったときに、生活上の「不安」を「安心」に変えるための制度です。

家庭裁判所が決めた代理人が、本人の金銭管理や日常生活を送る上で必要な手続き等を行います。

相談窓口	開所時間	連絡先
大牟田市成年後見センター (総合福祉センター内)	月～金 午前9時～午後5時	57-2535

○認知症の人と家族の支援

名称	内容	開催日
認知症なんでも相談室	認知症の病気や対応について、専門家が対応します。(相談無料)	毎月第1.2水曜日 13:30～16:30
認知症カフェ	認知症の本人や家族が交流したり、専門家へ相談できる場です。	各カフェ 月1回程度
認知症医療センター (独立行政法人国立病院機構大牟田病院)	精神保健福祉士等が、認知症に関するさまざまな相談に応じます。	月曜～金曜 (祝日除く) 9:00～17:00

上記以外にも相談窓口があります。詳しくは、大牟田市役所福祉課地域支援担当（TEL: 85-0470）までお問合せください。

○高齢者虐待の防止

大牟田市では、虐待を早期に発見、対応、防止していくために、事業所や市民に対し高齢者虐待の啓発を行っています。

パンフレット『高齢者のくらしを応援します』を配布しています。

【問合せ先】大牟田市保健福祉部福祉支援室福祉課 電話：41-2683

〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地（大牟田市庁舎1階）

